

①. まちづくり交付金について

まちづくり交付金とは

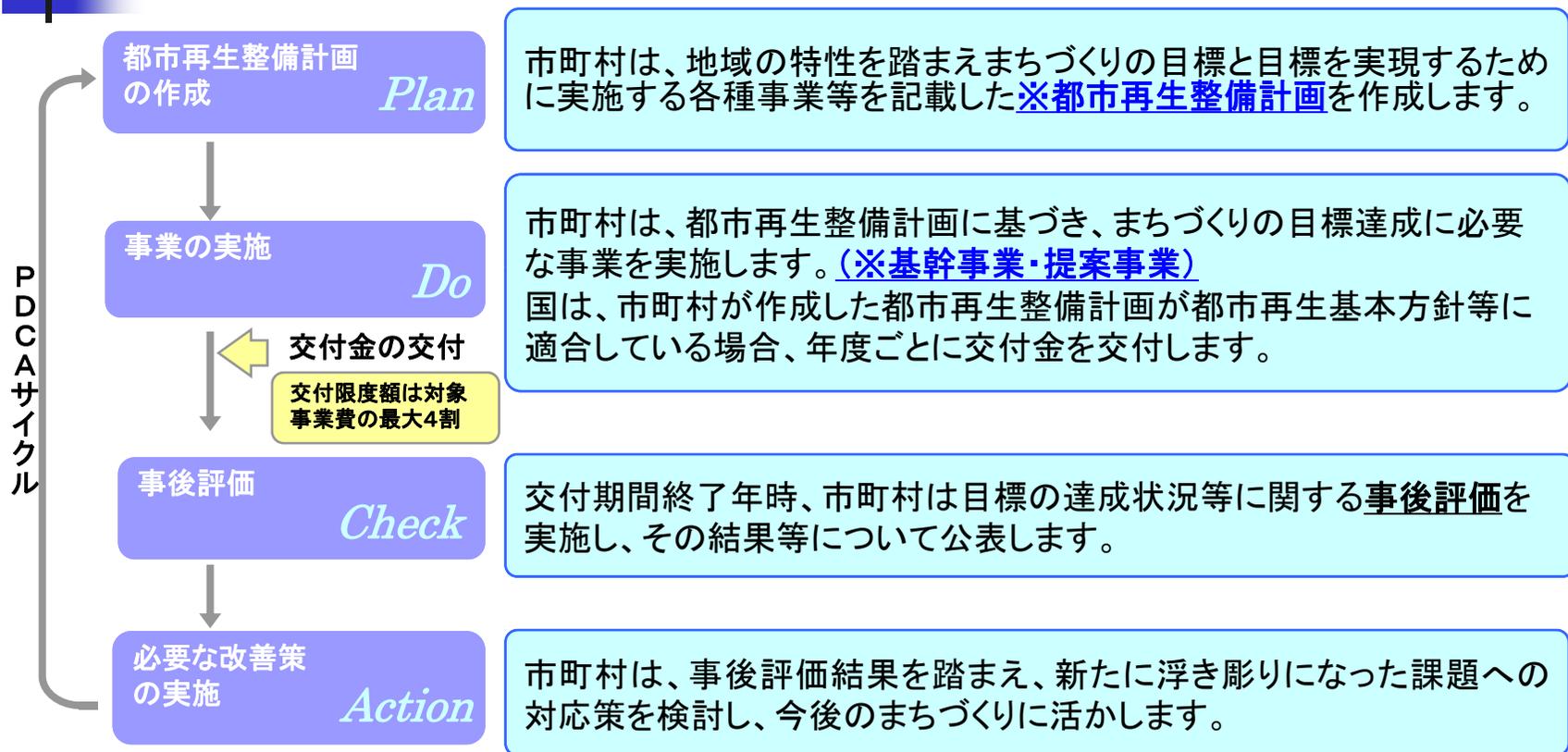
まちづくり交付金とは、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、平成16年に創設された制度です。

まちづくり交付金の特徴

まちづくり交付金では、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき、総合的・戦略的に事業を実施することにより、通常の事業では得ることのできない相乗効果・波及効果が得られることが期待されるとともに、市町村の自主性・裁量性を最大限発揮することにより、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりを行うことが可能となります。

また、事前にまちづくりの目標、目標を定量化する指標とその数値目標を設定し、事後評価において数値目標の達成状況等の確認と交付金事業の成果を踏まえた今後のまちづくり方策を作成するなど、ニューパブリックマネジメントの考え方に基づく評価手法を取り入れており、事後評価を重視した制度となっています。

②. まちづくり交付金のプロセス



※都市再生整備計画とは、地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標とその目標の実施状況(成果)を定量化する指標、交付期間内に実施する各種事業等を記載した計画書のことをいいます。
※基幹事業とは、道路、公園、下水道、地域交流センターなどまちの基幹となる施設等の整備に関する事業です。
※提案事業とは、社会実験、まちづくり活動など市町村の提案に基づく事業です。